

大阪府環境審議会気候変動対策部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に気候変動対策部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 所 掌 事 項 等

部会は、気候変動対策に係る次の事項について審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- (1) 大阪府における気候変動対策の制度に関すること
- (2) 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）の策定及び改定並びに進行管理に関すること
- (3) 気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関して特に優れた取組をした者に対する顕彰の実施に関すること
- (4) 計画の推進のための事業に係る審査に関すること
- (5) その他気候変動対策に関すること

第3 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 5名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 第2の(3)及び(4)に係る部会の決議については、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (4) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。